

第 1 7 号議案

足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例

足立区男女共同参画社会推進条例（平成 1 5 年足立区条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

目次中「性別」を「性別等」に改める。

前文のうち第 1 項中「女性も男性も、すべて」を「性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（以下「性別等」という。）にかかわらず、全て」に改め、第 2 項中「昭和 5 8 年に女性問題解決のための」を「これまで男女平等の実現を目指して」に改め、「、以来女性の地位向上と女性問題の解決に向け」及び「女性たちは、自営業や中小企業の多い区内の産業を支え、また、地域に根ざした活動を展開している多くの団体の中で、地域の発展に貢献するとともに、男女平等を実現するために学び、行動してきた。」を削り、第 3 項中「男女共同参画は不十分であり」を「性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等」に、「達成されていない」を「十分に達成されているとはいえない」に改め、第 4 項中「男女が」を「全ての人が」に、「性別」を「性別等」に改め、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

このため、足立区においては、性別等を理由とするあらゆる差別的取扱いを行ってはならないという人権尊重の理念を積極的に推進していかなければならない。

第 2 条中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、同条第 3 号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(4) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

(5) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

第2条第1号中「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する」を「男女共同参画の」に、「男女が平等」を「全ての人が平等」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人の権利と多様性が尊重されるとともに、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

第3条第1号中「男女の人権」を「性別等にかかわらず、全ての人の権利」に、「配偶者等への暴力」を「配偶者等（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ（互いその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。）の相手方を含む。以下同じ。）への暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。以下同じ。）」に改め、同条第3号中「男女」を「性別等にかかわらず、全ての人」に、「共同」を「共同して」に改め、同条第4号中「役割分担」を「役割分担意識」に、「男女」を「性別等にかかわらず、全ての人」に改め、同条第5号中「男女」を「性別等にかかわらず、全ての人」に改め、同条第6号中「男女」を「性別等にかかわらず、全ての人」に、「女性の妊娠、出産等」を「性及び生殖」に改める。

第5条第3項中「性別」を「性別等」に改める。

「第2章 性別による権利侵害の禁止等」を「第2章 性別等による権利侵害の禁止等」に改める。

第8条の見出し中「差別的取扱い」を「差別的取扱い等」に改め、同

条第1項中「性別」を「性別等」に改め、同条第3項中「性的な言動」の次に「及び性別等に関する言動（性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動を含む。）」を、「よって」の次に「相手若しくは周囲の者の」を加え、同条に次の1項を加える。

4 何人も、自己の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する情報の公表又は供述を強要されず、他人の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関する情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。

第9条中「役割分担」を「役割分担意識」に改め、「暴力」の次に「並びに性別等による差別若しくは偏見」を加える。

第10条第3項中「足立区男女共同参画推進委員会」を「第19条の規定により設置する足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」に改める。

第11条中「足立区男女共同参画推進委員会」を「推進委員会」に改める。

第15条第2項中「性別」を「性別等」に改める。

第16条中「女性の性及び妊娠、出産等」を「性及び生殖」に、「男女」を「性別等にかかわらず、全ての人」に改める。

第19条中「足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を「推進委員会」に改める。

第22条ただし書中「とし、再任は2期を限り」を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

「性の多様性」に関する規定を追加するほか、規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出いたします。